



第3部 計画の推進

第1章 計画推進の方策

(1) 関係団体等との連携

行動計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 推進体制の確立

行動計画の着実な推進を図るため、庁内組織の強化を図るとともに、関係各部署からなる「計画推進委員会（仮称）」を設け、計画に基づく各施策・事業の実施状況について、年度ごとに整理し、点検・評価を行います。

また、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「計画推進協議会（仮称）」を設け、行動計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

(3) 計画内容や進捗状況の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、行動計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知します。

あわせて、これらに対する市民意見の聴取に努め、行動計画の推進や次期計画見直しなどに適宜反映していきます。

(4) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

行動計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、行動計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するために必要に応じて適宜見直しを行います。